

☆協定加盟事業所からの事業所紹介

東海ノア協定加盟事業所間の相互理解を図ることを目的に、安全活動への取組状況等について加盟事業所からの紹介記事を掲載します。

『東海保障措置センターの安全活動状況等について』

公益財団法人核物質管理センター
東海保障措置センター

1. はじめに

核物質管理センターは、昭和47年に財団法人として設立され、その後、平成24年に公益財団法人に移行しました。

昭和53年に、東海村に保障措置分析所を開設し、国からの委託を受け、国が原子力施設で採取した試料の分析業務及び原子力施設で核物質を測定する機器の較正・調整業務を開始しました。

平成11年には、東海保障措置センター（以下「東海センター」という。）に改称し、国から「指定保障措置検査等実施機関」の指定を受け、平成12年より、原子力施設での保障措置検査、核物質の分析及び保障措置技術の調査研究を、また、平成20年より、原子力事業者から国に報告される報告書等の情報の整理及び解析業務（昭和52年に国から「指定情報処理機関」の指定を受け本部（東京）で実施していた業務）を行っています。



東海保障措置センター

2. 事業の概要

（1）保障措置検査

国からの実施指示書に従い、全国の原子力施設（六ヶ所保障措置センタ

ーが担当する青森地区を除く。)を対象に、帳簿検査、員数検査、非破壊検査及び試料の採取等の保障措置検査を行い、結果を国に報告しています。

また、非破壊検査に使用する機器の較正・調整作業も行っています。

(2) 核物質の分析

全国の原子力施設(六ヶ所再処理工場を除く。)で採取された試料のウラン、プルトニウムの濃度及び同位体組成の分析を行い、結果を国に報告しています。

(3) 情報の整理及び解析

原子力事業者から国に報告される国際規制物資(核物質等)の在庫量、在庫変動量等に関する情報の整理業務及び国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析業務を行っています。

3. 安全活動への取組状況

東海センターでは、原子炉等規制法に基づき制定し認可を受けた保安規定に従い品質マネジメントシステムを確立し保安活動を行っています。また、安全衛生活動の積極的な取り組みを行っています。

(1) 保安教育

保安規定等に基づき策定した年間計画に従い保安教育を実施し、終了後の理解度テストにより教育内容の理解度を確認しています。また、受講できなかった職員等に対しては、フォローアップ教育及び理解度テストを実施し、教育内容の理解度を確認しています。

教育終了後には理解度テストの結果を基に、職員等の安全に対する意識、教育内容及び教材内容等について評価・改善を図っています。

(2) 保安訓練

緊急時に迅速かつ確実に関係機関への通報連絡が行えるよう、非常時を想定した訓練(年数回)や、夜間・休日の災害発生を想定した職員等への通報連絡訓練(年数回)を実施しています。

原子力災害を想定した原子力防災訓練(年1回)を実施し、緊急時の対応能力の改善を図っています。

自衛消防隊を設置するとともに活動要領を定め、自衛消防隊員の装備等着装訓練、放水訓練、徒手搬送訓練や応急救護講習を実施しています。また、消火訓練(年1回)及び公設消防署と合同で総合訓練(年1回)を

実施しています。

訓練終了後には実施結果を確認・評価して、保安管理体制の整備を進めています。

(3) 安全衛生活動

所長、産業医、衛生管理者及び安全衛生委員等から構成される安全衛生委員会を設置し、月1回の頻度で委員会を開催し、同時に安全衛生パトロールを実施しています。

安全衛生統括者（所長）、核燃料取扱主務者、協力会社代表及び協力会社受入課長等から構成される安全衛生協議会を設置し、月1回の頻度で協議会を開催し、安全衛生に係る情報交換を実施しています。

7月（安全週間）には、安全集会を開催し、所長訓話、構内清掃を実施しています。また、所長及び安全衛生委員による所長パトロールを実施しています。

10月（労働安全週間）には、安全衛生標語を募集し、安全衛生委員会で優秀作品を選定しています。選定された安全衛生標語は日めくりカレンダーにして各職場に掲示し、情報の共有化を図りながら職場の安全衛生の意識向上を図っています。

12月（年末年始無災害運動）には、所長及び安全衛生委員による所長パトロール、構内清掃を実施しています。

4. 最後に

今後も、これらの保安活動並びに安全衛生活動を通じ、安全を最優先とする健全な安全文化の育成、維持に取り組んでまいります。

以上